

市街地活性化特別委員会会議録

日 時 平成22年11月8日(月) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 「えんぱーく」をめぐる贈収賄事件について
- 2 その他

出席委員・議員

委員長	金田 興一 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	石井 新吾 君	委員	森川 雄三 君
委員	小野 光明 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	中村 努 君
委員	柴田 博 君	委員	太田 茂実 君
委員	永田 公由 君	委員	中原 輝明 君
議長	塩原 政治 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

副市長	青木 俊英 君	経済事業部長	藤森 茂樹 君
市民交流センター長	田中 速人 君	総務課長	伊東 直登 君
企画管理担当係長	塩原 恒明 君	企画管理担当主任	横山 朝征 君
中心市街地活性化推進室長	大和 晃敏 君		
中心市街地活性化推進室長補佐	高木 哲也 君		

説明のため出席した参考人

塩尻市振興公社理事長 米窪 健一郎 君

議会議務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
庶務係長	小澤 真由美 君	庶務係事務員	若林 智彦 君

午前10時00分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので市街地活性化特別委員会を、5日に引き続いて

開催をいたします。開催に先立ちまして、理事者からあいさつができればお願いします。

理事者あいさつ

副市長 どうもおはようございます。金曜日に引き続きまして市街地活性化特別委員会を開催いただきまして、大変御多用なところありがとうございます。今回のえんぱーくをめぐる贈収賄事件の関係につきましては、大変、議員の皆様方から御心配をいただいておりますところでございますし、また、このような大きな、何と言いますか、騒がしていることにつきましては、大変申しわけなく思っているところでございます。

前回、求められた資料等を今回御説明申し上げまして、状況等、御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1 「えんぱーく」をめぐる贈収賄事件について

委員長 それでは、前回の特別委員会の折に、ダイワ総業選定の理由、それから追加工事についての詳細、そのことについてお願ひをしておきました。それぞれに配付をされていると思います。この点についてまず御説明をいただいで協議に入りたいと思いますので、理事者側で説明してください。

中原輝明委員 いいですか、その前に、ちょっと一言だけ。ちょっと副市長にお聞きするが、きょうまで騒いでいるその中で、今、副市長としての考え方というか、それについての感想か、思いがあったらちょっと申し上げてくれないか。それを聞いて、後はすぐ進みたい。

副市長 市民交流センター、皆さんの熱い思いの中で建設した事業でございます、これからのまちづくりの拠点でございます。こういうような方向で非常に期待を持っている施設でございますので、これからの塩尻市にとって大切な施設だと考えております。このような施設にかかわることで今回のような事件が起きてしまったということは、非常に残念であるということをおもいます。ただ、この事件の概要を見ますと、再開発組合の事業で施行してございまして、この関係で組合の理事の中の1名が今、何と言いますか、警察の捜査を受けているという段階でございますので、そういうことが事実だとすれば、非常に残念である。ただ、市のほうで管理・監督できる範囲というのはございますので、その辺では、市の、何と言いますか、力が及ばない部分であるというぐあいに考えておりますので、まあ、そういうことはともかくといたしまして、いずれにしましても、えんぱーくというものの中でそういうことが、かかわって行われたということは非常に残念であるというぐあいに思っております。以上です。

委員長 では、室長。

中心市街地活性化推進室長 お願いします。それでは、お手元の資料の確認ということでまずお願ひしたいんですが、資料No.1ということで、「えんぱーく」をめぐる贈収賄事件についてということで、これは先日の特別委員会にお出しした資料と同じ内容のものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと、別紙1と別紙2という形で、資料のほう用意をさせていただきました。別紙1のほうは、私のほうで説明させていただきますけれども、別紙2につきましては、交流センターのほうで説明する形になりますのでよろしくお願ひします。

まず、別紙1ということで、前回の委員会の中で、組合への追加工事という形の資料提供ということの中で、

これは8月17日の市街地活性化特別委員会のほうにお示した資料と同じものでございます。建設工事費増額内容ということで一覧でございます。内容につきましては、建物の安全性の向上を図っていきたい、それから、維持管理費の軽減に資するものを中心とした変更並びに追加工事の内容でございます。

まず1番ということで、躯体性能向上と安全性確保のためということでございまして、免震用のジョイント金物を使用した工事内容の変更という形になっております。

それから、2番目ですけれども、これにつきましては、維持管理費の軽減並びに材質アップによる将来の更新費の削減という形の中で、ガラス面の触媒工事を行う内容のもの、以下、そこに掲げてある変更及び追加工事をさせていただきます。

それから、3番ということで、グレードアップと快適性向上ということで、図書館の閉架書庫設置という形ほか、2つの追加並びに変更工事を行ったものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、この変更内容につきましては、県と協議をする中で補助金が追加でもらえるということの中で、建物の安全性向上並びに維持管理費軽減に資する目的を中心とした工事内容をですね、お願いをしてきたということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。私のほうからは以上です。

総務課長 それでは、別紙2のほうをよろしくお願います。前回、オープン後の管理関係ですね、ダイワ総業が今請け負っておるわけですが、その関係について説明をせよということでございましたので、今回、資料を用意させていただきました。業務の委託内容につきましては、ことしの7月の末、29日にオープンしたわけですが、その施設管理を行うということで、主な業務としては、給排水・空調・消防・電気等の設備点検保守、それから、清掃業務、警備等の業務がございます。また後で、見ていただくことになると思いますが、追って説明いたします。

プロポーザル方式による委託業者選定の必要性ということで、前回口頭でお答えいたしました、市民交流センターの入るえんぱーくは再開発ビルという性格上、市の専有部分以外に他の入居者を含めた共用部分、あるいは、他の皆さんが入居することになっております。市の専有部分は、当然市が管理するわけですが、共用の部分の施設管理は入居者で構成する管理組合で行うということになっておりました。入居者会議におきまして、再開発ビルの施設管理、非常に複雑になります。そういう中で、委託する運営方針や体制の整備状況及び手法等、サービスの質が非常に問われる問題となるであろうということで、しっかりしたサービスを提供できる業者を選定してほしいということの中で、単純に値段さえ安ければということでなしに、その内容をチェックしたプロポーザル方式にしてほしいということでお話がありました。また、その流れとしましては、市が入居等先行していきますので、あるいは、面積的にも圧倒的な面積を持っておりますので、選定に当たっては、市で選定した業者と、組合としては追って随意契約という流れでいきたいと思いますので、会議の中で了解をいただいております。

したがって、単に入札価格での競争による業者間の選定ではサービスの低下につながる恐れが高いということで、こちらから一定の条件を提示しまして、実施方針、体制、手法、見積価格、環境保護等々の提案を受け、総合的に判断するという、プロポーザルの方式を採用していったということでございます。

その日程でございますが、ことし平成22年3月18日になりますが、庁内の業者選定審査会を開きまして、まずプロポーザル方式でいきたいという、今申し述べましたような理由の中で、そんな方式を採用していきたいということと、あわせて、指名業者9社、その場に提出させていただいております。この9社につきまして

は、こちらの求める業務をすべてできると、市のほうに登録してあります県内業者9社すべてを指名しております。3月30日、入居者会議等で議論を経てきておりますが、その中で、プロポーザル審査員のほうへ、市だけでなく、他の入居者のほうから1名入れたいということが、話が出ておりましたので、市のほうから、1名どなたか推薦してくださいという形をとらせていただいております。再開発組合理事長の眞嶋さんあてに文書を出しておりましたが、それに対して4月6日、岩佐氏を審査員として出しますという返答をいただいております。続く4月13日、この日にプロポーザルを実施しております。委託候補者を決定しておりますが、この時に、先ほど申しました9社のうち3社が辞退をしておりましたので、6社によりプロポーザルを行っております。その結果として、その日のうちに6社のうち一番点数の多かったのはダイワ総業さんということになっております。それを受けまして4月20日、再度、市の業者選定審査会を開催しまして、その1社で見積入札を行いたいという審査を受けております。4月28日見積入札、5月6日に契約締結ということになっております。

これを受けまして、先ほどの話ですが、7月21日、共用部分につきまして管理組合側の入札を続けてやっております。ここにありますような契約額で整っておりますので、あわせて御報告いたします。

4番、プロポーザル審査員の構成につきましては、7名ということで、前回お示ししました名前をここに書きとめてございます。

めくっていただきまして2ページ目ですが、本プロポーザルで選定されました業者につきましては、共用部分も委託することになるために、共用部分の管理者である管理組合のかわりに再開発組合から推薦された岩佐氏を加えたという事務手続きを踏んでおります。一応、但し書きで書き加えさせていただきました。

プロポーザルによる審査方法について、5番ですが、先ほど申しました4月13日のことになりますが、6社、各社20分の提案、プレゼンを行いなさいということ、それから、その後10分間の質疑応答を行いますよ。これ、私がしゃべっていることはすべて、業者に通知を差し上げていることでございます。ということで、計、持ち時間30分ということで、これは時間厳守で行わせていただきました。その後10分おいて、その間に、審査員は30分の間に点数を全部つけなければいけませんので、つけ落とし等々ないか急いで見直し、事務局で回収をし、終了後10分後には、もう次の業者のプレゼンを開始するというので、10分間の間にその入れかえも行うということで、計40分単位くらいのペースで、この日行っております。

下のほうに、大項目、中項目、小項目というふうにございますが、この項目ごとに配点が決まっております、全部で100点満点ということで、提案質疑を行った上で採点をしております。各審査員が採点したものを事務局が一括回収を行い、集計をしております。集計方法ですが、項目ごとに7人の審査員が点数をつけるわけですが、各項目ごとにですね、この表でいきましたら、例えば1番目が団体等の概要ということで、その企業さんの営業成績等々、チェック項目がもちろんあるわけですが、それに対しての点数を7人がそれぞれつけます。その7枚の紙が集められるわけですが、そのうちの一番高い点数と一番低い点数を除いてしまいます。そして、それがそこにあります、審査員の最高点及び最低点を除外した点数、ですので、残り5人分になりますので、その5を足して、5で割った数値、これが平均値ということで、これが各項目の点数になるということで、各社、下に6社分枠がございますが、1項目ずつその作業を行いながら点数を加えていったものが下の一覧表になっていると、そういう状況でございます。ちなみにですね、下の審査結果の表の中にそれぞれ項目がございます。そして、配点がございます。小項目ごとに、経営方針とは、一体こちらは何を見るんだろうという、そういうチェックの

項目がございますが、そのチェックの項目と、ここにあります配点、それに対しては2点ですよと。100点のうち2点がそれに加算されますよと、満点ですよということは、こちらのほうから示しております。こちらから仕様書及びプロポーザルの実施概要書をお示しておりますので、そちらのほうには書かれております。ですので、プロポーザルですので、当然プレゼン能力が試される機会になるのかなと思いますが、どの部分が点数が高いか、その辺も承知の上で業者さんはやっているということになります。ということで、結果は見ていただいたとおりになっておりますので、ごらんください。

7番の審査時の評価というのは、全部が済んだ後、事務局側から、結果はこうでしたというのを、しばらく時間をおいた後、私ども、発表されまして、最終確認ということで。結果、ダイワ総業だったわけですが、ダイワ総業になりましたと、よろしいですかというような意味合いを含めて、皆さんどうでしたかという時間を若干持ったわけですが、その時に、審査員の中から出た、それを、そこで良い悪いを議論する場ではございませんので既に、出た審査員さんの言葉としてですね、清掃業務についての考え方がしっかりしていた、あるいは、ホスピタリティを重要視する姿勢が顕著に見られた、環境に対する理念がしっかりしていた、塩尻市民の雇用についての具体的な提案があったというようなことが出されましたので、そこに書かせていただきました。以上でございます。

委員長 それでは、ただいま別紙1、別紙2について、それぞれ説明をいただきました。これからは別紙1、別紙2、区切って御意見をいただきたいと思います。最初に別紙1、建設工事費増額内容に関する御質問等あれば、お出しをいただきたいと思います。

小野光明委員 資料を要求いたしましたので、まずですね、追加工事ということで、これは全部随契になったということでもいいですか。

中心市街地活性化推進室長 これらの項目や、項目に基づく変更及び追加工事につきましては、一応契約という形、変更契約という形で行っております。

小野光明委員 変更ということは、随契で結局再設計をやったんだということ。

中心市街地活性化推進室長 一応JVさんと本体工事、建築工事の請負をやって契約しておりますので、JVさんとの変更契約という形になります。

経済事業部長 少し、もう少しわかりやすく説明をさせていただきます。再開発組合とJVが契約をしております。それをまず確認していただきます。再開発組合とJVが、建築本体のJVと機械設備のJVと電気設備のJVと、それぞれ契約をしております。この一覧表の中にはですね、建築本体のものであったり、機械のものであったり、電気のもので混在しております。それは、市のほうからこのような項目について検討できるものについて要望した結果、採用されたものということですが。そういうことで、例えば建築本体と再開発組合と契約しているものがございまして、ちょっと金額はあれなんで。例えば、現在の契約が20億円ぐらいで契約しているとしますね。それについて、一緒のところでないといけないわけですので、例えばですね、手すり工事とかいうのが確か、外部鋼製手すりを耐久性の向上を図る、これは建築工事に入っておりますけれども、それは、その請けている北野さんと松本土建さんのJVでないとならぬと当然仕事はその場ではできませんので、それは当然、随契という表現はちょっと違うかと思いますが、変更契約の中でそのJVさんに仕事をお願いしたと、そういうことでございます。

小野光明委員 そうすると、じゃあ、全く新しく加わった工事で、業者が入ったのが、 の1と9ということ
でいいですか。いわゆる追加工事で全く新しい業者が入ったというのは、

経済事業部長 ちょっと、きょうの資料No. 1の裏面をごらんいただきたいと思いますが、金曜日にお配りした資料ですが、再開発組合が発注して、工事を建設工事、機械工事、電気工事という形で請け負っております。この建設工事、建築工事ですけれども、これは北野さんと松本土建さんのJVが請け負っております。その契約内容が、例えば20億円だったものが、この増額分だけ変更契約をしたということでございます。その先に、ものすごくたくさんの下請けなり、北野さんが直営でやっている部分もあるかもしれないですが、ものすごくたくさん下請けが入っているわけですね。その内容については、再開発組合のほうは、こういう下請けを使いますよという報告は受けますが、そういうシステムになっておりますので、その中で、例えば別紙1の増工内容の中で、例えば 番の2、外部鋼製手摺を耐久性の向上を図るというのは、これは変更と、その後に書いてございますね。もともとは鉄の手すりでした。鉄の手すりに塗装をするという内容だったわけですね。これを変更してステンレス製にしたわけです。これはなぜこういうふうにさせていただいたかと言いますと、鋼製の手すりに塗装をしたものは、いずれ将来塗り直しをしなければいけないわけですから、例えば10年後に塗り直しをしなければいけない。その時に費用がかかるわけですね。ですけれども、この段階でステンレスにしておけば、費用がもう半永久的にかかりませんので、将来の維持管理費の節減につながるということで、これを採用していただいたということでございます。その場所という前に、追加とか変更となっておりますが、追加というのは新たに追加されたものでございます。ただ、それがどこの業者がそれを下請けとしてやっているかということについては、私たちのほうとしてはちょっと把握できないと言いますかね、後になってはわかっておりますけれども、その段階では把握はできておりません。

小野光明委員 そうすると、追加になったということは、新しい業者が入ってもおかしくないということですか。

経済事業部長 何回も言いますが、元請けがJVがおりますので、そこはJVが新たに、何かこういうものを追加にしたいという時に、新しい下請け業者さんを連れて来るというのは、当然あり得ると思います。

小野光明委員 そうすると、これは、この委員会に出されたんですけど、一回やっただけで、ぱたぱた、それぞれの工事がどんなものか理解されずに経過したと思うんですけど、例えば の監視カメラ増設なんていうのは、本来ならば、しっかりこれは議論しなきゃいけないのに、人的警備費用の低減という形でついでにしまったのはどうかなとは思いますが、いかがですか。

市民交流センター長 監視カメラ等ですね、当初予定した部分はもちろんございます。いわゆる管理組合の中でどんなような使い方をしていくかということも、その後、議論されておりまして、そこら辺は多分危険ですよとか、もう少し目をかけたほうがいいですよ、という話は、後ほど出てまいりましたんで、それに対応する部分を、この場合、追加させていただいたということで考えておりますので。

小野光明委員 具体的にどういったところに追加されたんですか。

柴田博委員 ちょっといいですか。今やっているのは、贈収賄事件についての協議をしているんであって、追加工事の個々の問題について、今の時点でどんな中身かなんていうのは関係ないんじゃないでしょうか。そういう問題はやっぱり、関係ある問題をやっていただきたいと思いますが。

小野光明委員 はいはい。追加の部分は、いずれにしても、監視カメラの部分については結構です。とりあえずいいです。

委員長 私のほうから申し上げますが、5日の日の時に、増工について、記念誌の発行を見て初めて知ったという理事もいるというようなことがきっかけで、今回になっておりますので、今、柴田委員のほうからありましたけれども、今回の贈収賄事件に関するものについての質疑に御配慮願いたい、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

中村努委員 この追加、変更工事を、再開発組合が元請けのJVに発注することを決める組合内の手続きというのは、どういうふうにされるんですか。

経済事業部長 先日も、確か永田委員さんからお話があったかと思ひまして、少しその後、私ども確認をさせていただきましたけれども、平成21年度、22年度と工事をやると、再開発組合で工事をやりました。その平成21年度の当時の予算の総額が決まっております。その中で、工事費については当然増減があるので、その扱いについては建設担当理事の岩佐氏のほうに委任をするという形で、当初組合の理事会では確認をされていたとございます。その後、建設担当理事を中心に工事の内容についての変更等については取り仕切っていたと言いますか、調整をしていたと、そういうふうに聞いております。

中村努委員 そうすると、組合内では、その辺のことは岩佐副理事長に一任をされていて、例えば理事会でこういう工事をしたいがどうかというような、決定するような仕組みにはなっていないということでしょうか。

経済事業部長 最初の経過をお聞きすれば、そういうこととございます。ただ、理事の方ですね、執行者でございまして、いつでも岩佐さんに聞いてもいいですし、自分から聞いてもいいわけとございますから、どう内容でどういうふうに進んでいるということは確認できる立場は当然とございますので、それはしている方もいたでしょうし、してない方もいたと思ひます。

中村努委員 市はそういった形の技術支援という形に入っているわけですが、そういうやり方について、どうなんでしょう。通常、市が行う、直営でやるような事業と比較した場合、ちょっと私、違和感があるような気がするんですが、その辺の技術的な指導とか、そういうことはされたんですか。

経済事業部長 後でまた交流センターのほうでも補足説明をしていただこうと思ひますけれども、例えばここにあげている項目ですね。幾つもあがっております。そういうものについての個別の打ち合わせというのは当然ですけれども、まずは総体として、維持管理費の節減に資するようなものについて、組合の予算が許すのであればお願いしたいということをおまず申し上げた。その中で、幾つかの、何と言いますか、技術的なものについてはですね、指導を市のほうから求めたり、向こうが提案してきたりというようなことで、やりとりをして、そういうものはこの建物には必要であるということであれば、市のほうとしては、市のほうは買い取る立場ですので、そういうものとしては、それは採用をしていく方向で検討願いたいとか、そういう形で積み上げてきたものが最終的にこういう形になっておりますので、全部を丸投げでそういうふうにしたということではなくて、技術的な問題として、こういうものを使うかどうかということについては、当然技術的支援をする立場である市と、それから買い取る立場である交流センターのほうというのは、その部分での打ち合わせには入っている。ただ、その時に、そういうものがほしいよねということをお大筋で決めた時に、それを最終的にどこに仕事を任せるのかとか、そういうことは、組合のほうで、契約をしているJVと組合のほうで調整してそちらで決めることになっており

ますので、その辺についての指揮というのは行政のほうはなかなかとりようがないと言いますが、そういう状態でございます。

太田茂実委員 この変更工事が十数項目あるわけだけど、この中には、当然、我々市街地活性化特別委員会から提言された項目というのは結構あるんですよね。そういうものは、全部積み上がっちゃうわけですか。着工前にいろいろ提言したつもりなだけども、例えば防水保護だとか、セキュリティだとかね、それから照明関係。そういった点についても、ほとんどの委員から指摘があったと思うんですよ。それがこれだけ追加になっているということが、ちょっと私には理解できない。それから、この追加工事の中で、名前を出しますけど、ダイワ総業が担当した部分はどこにあるんですか。どの項目か教えてください。以上2点ですね。

それから、この免震用ジョイント金物って、免震のことはもう追加はわかっているんだから、なぜこんな金物が出てくるのかな。それもよくわからない。

経済事業部長 今おっしゃっていた防水だとかセキュリティだとか、照明とかでございます。その辺につきましても、ここに書いてある以外のところで、例えば防水とかそういうものは、当然ですけども屋上とかそういうものは全部みてございますけれども、ちょっとこれ、表現が足りないんですけども、この平板にした部分について一部変更を行ったと、これは追加と書いてございますので、もともとあったものに対して、このタイルの関係が多分変更になったと思います。3階の仕上げの関係がですね、3階と5階の仕上げの関係が変更になった関係で、そこにどうしても防水の関係の保護等を入れなきゃいけないとなったというふうに、ちょっと詳細が、申しわけございません、確認できないですが、そういうことで、もともとは当然、防水とセキュリティと照明という部分については、議会の皆さんのほうから言っていたものについては、当初設計でもみておりましたけれども、その部分でどうしても追加になった部分だけはここに載せたというふうに御理解をいただければと思います。

それから免震金物、非常に金額が大きいんですが、これは8月17日の時に私のほうから説明させていただきましたが、免震装置を設置すると、免震でやるということが決まった段階で、周辺のところについてはごく一般的な免震装置をみておりました。当初設計でもみておりました。それが、建物が40センチ近く揺れるわけでございます。その時に、揺れた時に、周辺にありますウッドデッキが壊れてしまうわけですね。壊れて、それがまたもとに戻った時に、その壊れたウッドデッキのところに人が挟まれてしまうのではないかと、落ちてしまって危険だという、そういうことがわかりまして、いわゆる通常の免震装置はみてあったんですが、それが40センチずれた時に周辺のデッキが壊れないで、デッキがですね、ちょっとこちらを見ていただければわかります。こういうふうに、普通はバリバリと壊れちゃうんですが、そうじゃなくて、何と言いますか、いったんスライドする時にずれて、戻った時にまたこうなって、そこには人が落ちないという、そういう安全性の高いものにしたほうがいいんじゃないかという話が、発注した後ですね、JVと設計士たちとの打ち合わせの中で出てまいりまして、免震にするということで、非常に避難する場所としても大事なところになりますので、これについてはぜひやっていただきたいということを市のほうからも申し上げましたし、そういう方向で非常に大きな、周辺が非常に長いものですから、非常に大きな増額になってしまったというものでございます。

委員長 もう1点、今言われた、この中でダイワ総業が関係した工事。

中心市街地活性化推進室長 この中で、ダイワさんが下請けとして入っていると思われるというものにつつま

しては、 番の維持管理費軽減につながる工事の中で、1番のガラス面触媒コーティングを行う、この部分です。それとあと9番の空調機自動省エネシステムを導入すると、この2件ということだと思っています。

太田茂実委員 さっきの の3の防水についてはね、ちょっと理解に苦しむんだけど、これ300角タイル、600角タイルというのは、ウッドデッキだったわけだね、これ。じゃあウッドデッキの元はどうなっているわけ。もともとウッドデッキでやるということだったわけですよ、木製だったわけ。それを、木製をとって、この600ミリタイルにしたわけでしょう。そうすると、芸がない。

経済事業部長 ちょっと、私の記憶ではですね、もともと実施設計の途中まではウッドデッキで動いてまいりました。その後、工事費等について最終調整をした結果、当初発注の時には、確かウッドデッキは取りやめましてですね、平板になっていたかと思います。もし必要であれば、確認をして御答弁をさせていただきますが。

委員長 これ、なかなか質問を出すほうもちょっと難しいと思うんですが、今の中で、増工事の維持管理費軽減の部門では、 番の1のガラス面の触媒と、 の9の空調の関係が、ダイワが下請けをされたということなので、その他の工事、技術的な問題だとか、そういう問題については、できれば贈収賄の関係に限るということになると、もう膨大な内容突っこむことになりますので、そこらも十分御認識の上で、関連のある場合もございますので、あえてこれとこれという形では申し上げませんが、そんなことを念頭に置いた絞った質問をお願いをしたいなと、こんなふうに思います。

中原輝明委員 ちょっと1点。以前に戻って、これは原点に戻って聞くが、おれが発言した、そういう業者を入れちゃだめだよという時に、だれがどう答えたのか。結果はこうなっただけだし、それについてその当時からきょうまで、修正して考えたことはあるか。部長たちは、まずかったわなって思うか、良かったわなって、どっちだ、結果を見て。これをぴしゃっとしないと、これが原点だ。おれが言った時にしっかり頭へ入れて、みんな考え直してやれば、こんなことは起きないよ。なぜあの時に。おれ、必ず言うてあるで。入れればまずいって、こんな業者みたいなものは、それはもう、全部この市に巣くっちゃうだよ、市役所中、市の施設全部、市庁から含めて。それが問題だ。こんな今、いろいろ言っても問題じゃないわ。そこをどういぐあいに考えるか。伊東君は説明はしたさ、結果はどうだ。本当に、感想とこれからはどうしりゃいいかって、ちょっとあったら言うてよ、そこが原点だ。

塩尻市振興公社理事長 今、中原委員からも御発言がございましたけれども、当時、私がこの委員会で御答弁申し上げていると思いますので、私からまず説明をさせていただいて、その後の経過につきましては、また担当の部長たちからお願いしたいと。今、中原委員からお話があったのは、ダイワ総業がこの再開発ビルの保留床を取得をするということについて、議会へ御報告を申し上げて、これは、ダイワ総業だけでなく保留床を買い上げる事業者の皆さんも一緒に御提案申し上げた中で、中原委員から、こういう管理業者を再開発ビルの中に入れることは、将来管理業務等の発注について禍根を残すようなたくいと、注意してやったほうがいいぞと、こういう御発言がございました。それに対してまして私のほうでは、再開発ビルの当時は住宅からオフィスビルに、大幅な基本設計の変更がございました。そのオフィスビルをどういうふうな形で処分していくかということが、再開発組合あるいはこの再開発事業の正否につきまして非常に大きな問題でございました。その処分先についてはですね、できるだけ早く、しかも的確な判断の下にですね、保留床を処分していかないと、再開発ビルそのものの正否にかかわるということで、それは組合の役員の方の皆さんもそうですし、私ども市といたしましてもですね、

当時、私どもの市といたしましてもそれなりの努力をして、現状の保留床の取得者の皆さんにお願いをしたり、あるいは、向こうからきたものを審査をしてやってまいりました。その際に、ダイワ総業は云々というお話を承った際にですね、私のほうからは、再開発ビルの管理に関しては、床を取得した人と関係なく業者の選定をしていくべきであろうし、そういうことは、それはしっかり管理をしていく必要があると。業者選定についてもですね、特段の配慮をしてやってまいりますという御答弁をしたというふうに記憶をしております。結果的にこういうふうになったんで、そういうことについて落ち度もあったんじゃないかと、こういうことでございますけれども、今、センター長のほうから申し上げましたとおり、管理業務のプロポーザルの実施に関しては、市の方式にのっとって、市がきちんとしたプロポーザルを行って発注をしてございますので、これに関しては、再開発ビルの保留床取得者の中に入っていたから優遇をしたとか、そういうことでは全くない、公平な判断の下に審査をされ、採用されているというふうに考えております。

ただ、結果的にそういう疑惑を持たれ、かつ、現実に警察が入って理事の一人が逮捕され、またこの業者が逮捕されたということに関しましてはですね、非常に痛恨の極みでございます。この再開発事業が、本当に皆さんの御協力でうまく、何と言いますか、成功裏に終わったというふうに私ども、まあ終わっていきだろというふうに私どもも思っていたところ、こういう事件が発生したことにつきましては、本当に痛恨の極み、全く悔しい思いでございます。ただ、岩佐進という一個人、それから一企業がですね、この工事の発注に関して何らかの金銭のやりとりが行われたということについては、大変、何と言いますか、筆舌に尽くしがたい残念なことだというふうには考えております。だからといって、この管理業務の発注そのものや、あるいは再開発の組み立て方がすべて間違っていたかという、そうではないというふうに、ぜひ申し上げたいんで、この点に関しましてはぜひ御理解を賜りたいというふうに思っております。本当に残念なことでございますけれども、事業そのものの瑕疵や、おかしなことを組合としても市としてもやっているわけではございません。ぜひ御理解を賜りたいと思います。

中原輝明委員 ちょっとわかった。わかったけれども、おれが言ったのは、同じ部屋に、同じところにいれば、寝食を共にすれば、血が染まるだ、赤くなるだ、赤いものは、そこを言ってるわけさ。だで、今あそこへ入っちゃいけないと言え、入らないでおいでやったのなら、おれは文句は何も言わないが、心配したところはそれだけだ。その時に、入れなんどきゃ良かったやつを、入って、結果がこう出ちゃったわけさ。だで、こういうことだから、ここに審査員がいる。この審査員だって、みんな内輪の連中じゃん。三者を入れなきゃいけないだ。内輪も内輪、仲のいい衆つきりじゃない、しょっちゅう仲をよく知って。例えば、逆いくとこういうことだ。さっき言った、組合がやった、組合が施行しておれたちは指導してきた。皆さんは指導してって、逆に、皆さんはやっておいで、逆にこっちへ来ているわけさ。皆さんが教えて、こういうぐあいにしてこいって。今、藤森部長は、向こうに任してあるでって、自分たちが全部教えたやつを、逆にもってこいよって。それで、おれは今知らないって言ってる。皆さん、市が全体をやっているだよ、そうじゃないか。組合じゃないよ、我々がやっているって言ってる。初めて失敗は失敗だと認めりゃいいじゃないか。これが一番いけないところだ。最初だけ市も介入すりゃ、そうじゃん。組合員の皆さんがやって、おれたちは手も足も出ないじゃなくて。あの衆は、事実、あんなことの内容は知らないよ。皆さんが教えてるだ、みんな。教えたが、その失敗があったって、これは言えがいいじゃん。それを言わなくて、責められるのは組合だなんてとんでもない話だ。そこから始まらないと、ことはう

まくいかないよ。副市長、どう思うか。おれの言っているのは間違っているかどうか知らんが、おれは正しいと思って言っている。いつも聞くのは、組合に任してある、組合のことは知らないじゃなくて、皆さんが指導的立場にいれば、いけないものはいけないって、ぴしゃっと注意しなきゃいけないわ。じゃないか。だで、その辺をね、副市長もそれは、すべてこうなつたで、いろいろ言っても始まらんけれども、これからはどうすりゃいいかっていうのと、今までやってきた、おれの話してきたことに対してね、もう少し、軽々に考えないで、しっかりと気持ちをあの時に入れ直してりゃ、こんなことなかったよ。それだで、関連する業者があの中に入っていれば、全部さっきの寝食を共にすれば心は一つになるだで、姿勢が弱いだけで。それが塩尻で出てくるよ。これから出る可能性あるよ、まだ、しっかりしないと。

副市長 いつも委員さんからは、議員のほうから言う発言をしっかり受け止めてやれという御指摘もいただいていますので、私どももそれはやっているつもりでございますし、特別委員会も何回も開催いただきまして経過等を説明する中で、事業を進めてきたわけでございます。ただ、申しわけないですけれども、組合が発注しているのを、みんな市がつかんでやっているわけじゃないかとおっしゃいますけれども、それはやっぱり、うちのほうで把握している部分と把握していない部分がありますので、それは御理解いただきたいと思います。別に、弁明するわけじゃございませんけれども、私たちがやらなんだ部分で何か言われても、私どもも切ないわけでございます。ただ、結果としてこういうことが起きてしまったことは、私も先ほど言いましたように、大変残念だなあというぐあいには思っています。

それから、プロポーザルの関係ですけれども、通常、いろいろなこれ以外のことでのプロポーザル方式というのはやります。単に価格だけじゃなくしているんな提案を求めたいというような時には、入札方式で、御案内のとおりプロポーザル方式というのをやらさせていただきますして、その委員には、関係の部課の職員が委員になることになっています。で、こういう審査表をつけまして、そこでそれを、何て言いますか、一定の方向を出してもらって、それをまた業者の選定委員会へかけるというぐあいになっています。今回の場合には、たまたま再開発組合のほうから一人お願いしまして出ておりますので、まあ、全員が職員ということではございませんけれども、まだ入居する前の話でございますので、確かにそれは寝食を共にするとですね、何て言いますか、判断を迷う部分もございまして、しかし、今回はそういうことじゃなくて、しかもダイワさんの審査の経過の中でも、いろいろガラス工事のとか、いろんな技術をもっておりまして、それは新聞やなんかでも評価をされているところでございまして、決して、私はこのプロポーザル方式のところで間違いがあったというぐあいには考えておりません。委員さんから、そういう御指摘があったものですから、プロポーザル方式とかそういうことには慎重を期したつもりでございますので、しかも、そのやり方というのは、先ほど説明しましたように、7名の委員がつけた点数の一番上と一番下は外しておりますので、例えばもしそこで何かありましてね、それは過半数のものがあればいけないですけれども、残りの5人の点数で平均して、それで結果を出していきますから、その部分では厳正に行われているかなと思いますし、このほかの事業でもプロポーザル方式というのをとらせていただいておりますので、その部分では、私は間違いはなかったのかなというぐあいには思っておりますので、その辺は、何て言いますか、御理解いただきたいと、そういう方向でお願いしたいと思っております。

柴田博委員 それぞれの増額工事なんですけれども、実際に再開発組合とJVが契約をして、どこの下請けにやらせるかというのは、JVのほうからこういうものを使いたいという承認願いたいなものが、再開発組合へ

出てきていると思うんですけど、それでいいかどうかという判断を再開発組合がする時に、実際にそういう技術的な力がなければ、当然市に、こういうのが出てきているけれど、どうだろうかというような話があったと思うんですけども、その辺についてはどうですか。

経済事業部長 承認願いと言いますか、ありとあらゆる施工についての材料の仕様とか、そういうものについては承認願いとか、そういうものが出てまいります。その時に、まずは、設計士のほうに施工監理を委託しておりますので、そこでのチェックが入ります。設計士が一番建築についての知識がありますので、いろんなネットワークを使って、ありとあらゆるところから、例えばガラスコーティングについてどうだということをきちんと検討して、施工監理を請けるその設計士のほうから監督員と建設担当理事のほうへ、最終的な、これについては良い、悪いということについてあがってまいります。ですから、その辺についてはですね、行政のほうも技術的援助とは言いながら、非常に専門的な分野については、実務としては施工監理をやっていた設計士をお願いをしたので、そこでのチェックが、非常に専門的な分野については、そこでのチェックがやはり主なものになっているということでございます。

柴田博委員 そういう中で、例えば、一度出てきた承認願いが、もともとの仕様に、例えばあわないからというような理由で、それはだめだよと、違う業者でもう一回持ってきなさいよと言ってやったような、そういう実績というか、そういう経過はこれまでにありましたか。

経済事業部長 実際の工程会議にはですね、ちょっと私は非常に、あまり出ていないものですからあれなんですけど、ありとあらゆるところでそういうことはやっていると思います。非常にポピュラーな、例えば鉄筋だとか型枠とか、コンクリとか、そういうことはないと思いますが、建築は非常に特徴的な材料を幾つも使いますので、その時に、あるメーカーのこういう材料をここに使いたいというのが出てきた時に、それは、発注の時の仕様がございますね、仕様にまず最低限あっているかどうかということをチェックいたします。で、それにあっていれば、そこでOKだということに。

柴田博委員 工事全般じゃなくて、この増額工事の関係で、そういう下請けを決める時に、そういうことがあったかどうかということ。

経済事業部長 下請けを決めると言いますが、その材料を使うということについてのチェックをいたしますので、その下請けがどこであるかということは、何て言いますかね、とりあえず施工監理をする立場としては、そこにきちんと設計そのものが確保されていればいいという、そういうチェックをいたしますので、今回のこの増工の中でも多分そういうものはあったかと思いますが、ちょっとそれについては、工程会議の記録を全部調べてみないとですね、ちょっとわかりかねます。

柴田博委員 例えば、そのガラス面の触媒コーティングのことで、実際にダイワが下請けとして入ったわけですけど、実際に使う材料まで全部ダイワがつくっているかどうか知りませんが、実際にどこのどういう材料を使って、ダイワはそういう施工をするという、そういう承認願いが出ていると思うんですけど、それが、じゃあ、その材料はいいけども、使う業者はだめだなあ、やる業者がだめだとかというようなことはないかと思いますが、そういうような意味で、出てきた承認願いを、これじゃだめだから、増額の仕様にあわないから違う業者にしてくれて言って、不承認で戻したと、そういうようなことはなかったですかって言っている。この工事の中で。

経済事業部長 ガラスのコーティングの工事と。

柴田博委員 じゃなくて、ほかでもいいけれど。

経済事業部長 ほかのところですか。ほかのところは、ちょっと調べてみなきゃわからないですけど、そういうことは、でも、あり得ましたですね。仕様にあわなくて、ここの場所にもしふさわしくないということであれば、それについては違うものにするということで、そういうふうにはすることはあり得ました。ただ、JVさんですね、JVという準ゼネコンですけども、準ゼネコンというそういう非常に技術力のあるところでございますので、そういうことをきちんと自分たちなりに調査して出てきますので、そういう意味で言うと、数はあったとしても非常に少ないのではないかと予想します。

柴田博委員 はい、いいです。

石井新吾委員 今のガラス面のコーティングですけども、通常、今回のえんぱークを建設するに当たっては、何らかの処理をするということは前々からあったわけですか。追加になる前は、無処理でやるのか、それとも何か処理をするのか、それはありましたか。

経済事業部長 最初の、当初設計の時には、この触媒コーティングをやるというものは発注の内容に入っておりません。

石井新吾委員 これは、今回ダイワ総業のほうで取ったということなんですけれども、これはダイワ総業の特許を取っている技術であって、これを提案した人はだれですか。これを提案した人はだれですか。市のほうから、こういう技術があるならやってもらいたいというように言ったのか、それとも業者のほうから言ったのか、これをやったらどうかと提案した人はだれですか。

総務課長 あまり詳しくないんですが、特許を取っている内容ではないんじゃないかというふうに、私、ほかのところでもいろいろといろいろの業者がやっていますので、思っていますが。説明はですね、今でするのでこの会話になりますけれど、あのころは、今も向こうで話しましたとおり、いろんなものを、やるやらない、やるやらないというものの繰り返しを、日々、工事の中身をやっておりましたので、その中の一つとしてですね、これをやると将来の維持管理、私どもがお願いした将来の維持管理が軽減できるようなものは何かないかという中で、こういうものがありますよという説明は、現場事務所で受けております。

石井新吾委員 説明は、JVのほうからあったわけですか。

市街地活性化推進室長 だれからどういうふうにという順番はきちんと覚えていませんが、説明を私が直に聞いた時には、JVの方、それから設計士、それからダイワ総業さんもその場にいと記憶しています。

石井新吾委員 今回、これが維持管理の経費節減になる云々の話なんですけれども、このコーティングというのは、一回やっておけば永久的にというものではないと思うんですけども、これはどういうふうになってますかね。今後もやっていくのか。

総務課長 その時の説明では、半永久的というふうに説明されておりました。聞いております。

石井新吾委員 一般的なガラスの清掃に比べれば、どのくらい経費が節減できるわけですか。

総務課長 ガラスという、ああいう、説明を受けた説明の範囲ですが、ガラス張りということですね、当初から汚れというものがどういう形でどういうふうにあられるのかという心配をしていたのは事実なんですけど、一つには、汚れがまずつきにくくなるということをお聞きしております。それから、それに伴って清掃の回数を減らせるということも聞いております。

委員長 ほかに、よろしいですかね。

石井新吾委員 もう1点、いいですか。清掃業務のほう、管理業務のほうのプロポーザルということなんですけれども。

委員長 今、別紙1でやっています。

中原輝明委員 ちょっといい。1番の免震のさっきの関係だけど、こういうものが後また続々と出てこりゃしないか、そんなことはないか、今後、それを本当に調査したり、みんなと話し合いをして、これ以上は出ないか、出るのか、ぼつぼつ小出しに出しちゃ、こんなことをやっちゃだめだぞ。ちょっとそれをはっきりしてよ。必ず出てくると思うが、どう、出ないか。

経済事業部長 その質問の趣旨はですね、こういうような免震用ジョイント金物を使用するような工事が、今後また出てくるのではないかという、そういう御質問でしょうか。

中原輝明委員 こんなようなものが、これから出てくるかということだ。何も出ないか、これで。大体ね、当初設計した時に、すべて皆さんはいいって言って何回もやったじゃん、繰り返して。にもかかわらず、こんなものが出るということは、どこに責任が、責任なんか言ったっていけないが、出てきたものは仕方がないとしてもだよ、今後これから出る可能性はあるのか、ないのか。

経済事業部長 現場のほうにおいてはですね、もう既に全部工事が完了して引き渡しを終わっておりますので、その至るまでの中で、一年何カ月の間でこういうものをいろいろやった中での全部のまとめがこれでございますので、今後はこういうものが出てくるということは、うちは考えておりません。想像もしておりませんし、あり得ないと思います。

委員長 それでは、以上で別紙1建設工事費の増額内容に関する質問はこれで終わりたいと思います。別紙2に入るわけですが、その間、10分間休憩を取ります。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

委員長 それでは全員おそろいですので、休憩を解いて再開をいたします。

小野光明委員 委員長、ちょっと前に。記念誌のそれぞれで、まず9番の自動省エネシステムの中には、岩佐進氏より懸念される電気設備を主体とした省エネ対策に取り組んでほしいという提案がありました、って出てくるんですけど、この時期と、さらに1番のほうも提案があったということなんです、それぞれいつ提案があって、この時にもう業者は決まっていたのかどうか。わかればお願いします。

委員長 わかりますか。

総務課長 ちょっと記憶をたどっての話なんです、空調関係の電気システム、前に委員会で話しましたトップのところをカットするようなシステムで、全体の経費節減のようなシステムがあるんだけどというような形ですね、話があったのは平成21年の6月ごろということです。それからガラス工事については、これもいつごろから話がどうこうということまでちょっとわからないんですが、具体的にこういうものですよという話を聞いたのは、今年の1月という記憶をしております。

小野光明委員 業者も。

総務課長 省エネシステムについては、その業者さんの提案書という形になっておりましたので、その業者さんがやる、やらないとか、その辺はわかりませんが名前は出ておりました。それから平成22年の1月については先ほど申したとおり、事務所のほうへ出向いた折にJVのほうの技術者とともに説明をダイワ総業さんのほうも一緒に受けています。

中原輝明委員 ちょっと参考までだがさ、この業者はどういう取り扱いをするの。こういうことをやった業者はどういった取り扱いをするの。

委員長 これは既に5日の日にメンテナンス業務を今後はどうなるのかとの質問がありまして、市側からは契約書に解除要項があるので、今後検討し対応すると。

中原輝明委員 それは聞いたが、もう一度聞くだが。

委員長 あ、もう一度聞くだ、はい。

副市長 通常この件じゃなくて、そういうようなことを起こした業者等につきましては、指名停止の措置がございまして、業者選定委員会の中で、どのくらい様子とかまた審査をいたしまして、多分そういう措置を取るであろうというぐあいに思います。ただこの業者が請けてる管理業務についてどうかということについては5日の日に答弁したようでございまして、そんな方針に沿ってやるのかなというぐあいに考えています。

中原輝明委員 了解。

委員長 それでは別紙2に関して御質問等あればお出しをいただきたいと思います。

石井新吾委員 業者選定にあたりまして、プロポーザルというあまり聞き慣れないものを使っているということなんですけども、プロポーザルについてももう一度詳しく説明をしてください。

総務課長 そこに書いてあることの繰り返しの部分もございまして、通常、こちらのほうが求めたい仕様を設計書という形にまとめます。その積算として金額が出てまいりますので、工事施工のための金額ですね、その金額に対して札を入れて入札という行為を行うということになります。ただ工事とかですね、例えばセメント1袋幾らでというような計算が成り立ちやすいものはいいんですが、こういうようないろいろなノウハウの蓄積があるような業務委託というようなくりになりますと、1口100万円といってもその100万円の中で、例えばホームページを簡単につくっちゃうところもあれば、ホームページのここまでしかできませんという業者もあるわけですね。そうすると、その中身を聞きながら私どもの求めているところまでの水準を維持できるかどうかというようなこととか、あるいは今回のケースで言えば、私どもにとっても初めての施設であり、しかも大型の公共施設でございまして、果たしてここに乗り込んでくるためのノウハウをどの程度持っているのか、実績はどのくらいあるのか、あるいはそのための企画力とかですね、そういう力をどのくらい持ってここに臨もうとしているのかという、金額ではあわせない部分がとても大事になるというふうに考えております。そういう時に、それを評価する機会としてシステム化しているのがプロポーザルということで、各社にプレゼンを行わせて、その中でもって評価を下していくと、こういうやり方でございます。

石井新吾委員 このプロポーザル方式と言いましても、これは随意契約の一つということと考えていいかと思うのですが、随意契約に関しては、

〔「入札している」の声あり〕

石井新吾委員 ということでいいですよ、随意契約の一種ということですね。

〔「随意契約じゃないでしょう」の声あり〕

総務課長 随意契約というのはもともと1社、一番多いのはこの社しかできないという理由があったり、こと結ぶのが一番何らかの理由によって市にとって有利であるという場合に発生する契約行為ですが、この場合はその以前にですね、9社に参加を求めてということでやっておりますので、これは随意契約には当たらないと思います。

石井新吾委員 いずれにしましても、こうやって金額抜きでもって契約するというので、加味されるわけですが、いろいろな意味から審査をしながら契約にもっていくということなんですけど、いずれにしましても、先ほど出ていましたけれども、審査の段階で当事者だけの審査というものを、今回の審査員の構成が7人ということで、市の関係者、それから再開発組合の岩佐ということが入っておりますけれども、第三者的なものを入れなさいというような通達も来ているかと思うんですけども、その点において厳選されたと考えておりますか。

総務課長 申しわけありません。ちょっと通達のことについて私は不勉強で知らないですけど、契約の係でもって、これはどのようにするかということでもって、再三協議をした上で審査会にさらに上げるということで、塩尻市のやり方で粛々と行われているというふうには考えております。

石井新吾委員 先ほど随意契約ということではなかったと、随意契約とはみなさないということなんですけれども、入札の経過書には、もちろん入札経過書があるはずですけども、随意契約となっていますよね、これは。

総務課長 別紙2の3番の日程のところをもう一度という形になりますが、プロポーザルを行って、指名参加依頼が9、それに対して6社が参加、1社に絞り込んだその1社に対して札入れを行いますので、この札入れの段階はそのような形になります。

柴田博委員 プロポーザルの審査員のことなんですけど、めくった一番上に注意書きで書いてあるところなんですけれども、共用部分の管理者である管理組合のかわりに再開発組合から推薦された云々とあるわけですけど、なんでそういうことを。本来、普通に考えれば、管理組合にだれか出してくださいよというふうに出して、そこから代表が出てくるのが当然かと思うんですけども、なんで再開発組合になったのかその辺をお願いします。

総務課長 まさしくおっしゃるとおりなんですけど、この段階でまだ管理組合が立ち上がっておりません。準備会も立ち上がっていない状態ですしね、先ほどから入居者会議という言い方をしておりますが、事業の段階としては再開発組合がビルを建築中です。そこへ入る方を探したりとかですね、いろいろ事業の進捗にしたがってやってくるわけですが、その中で入居者が決まっています。再開発組合はいわゆるオーダーメイドの部分もありますし、工事にそれを反映させたりとかですね、あるいは早い話がスムーズにその入居者に引き継がなければならない、そのためにはその規約をどうするか、もっと言えば管理組合をいつどうやって立ち上げましょうかということを持たなければならないわけですが、その招集を責任者である再開発組合が行ってあります。ですので、そこに入居者として各人は集められているという形式の会議が入居者会議という形になりますので、実体とすれば再開発組合の皆さんも入居者の一員にゆくゆくはなるメンバーではあるわけですが、依頼する先としてはその当時のあり方としては、再開発組合をもって依頼先ということでしか行き先がなかったということです。

柴田博委員 ですけど、入居者会議をやってその中で市の管理する部分については市が決めるけども、それ以外の共有部分についても市が出すところに出しますよということを決めているわけでしょう、入居者会議の中で。

総務課長 はい。

柴田博委員 だったら当然、その中からだれか、正式な組合になっていなくて、正式なだれか1人審査員を出してくださいよというのを別に入居者会議のほうに申し入れをしたって、別におかしくもなんともないんじゃないの。

市民交流センター長 入居者会議は、平成19年の8月ころから実は始まっておりまして、そのころ、いわゆる入居予定者会議というのが一番最初の名前です。まだ3月の時点でもまだ確定をしている段階ではなくてですね、我々としまして、我々が専有部分で9割を決めますと、自動的にと言いますが、共用部分も決まるという形になったものですから、その関係の方ということで当然主催をしているのがいわゆるこの再開発組合なものですから、組合の理事長あてにそれを出して、だれかを出してくださいということを御依頼申し上げたというのが事実でございますので、ほかに、確かにおっしゃるとおり、管理組合が立ち上がっていけばそこに求めるべきなんですけど、管理組合の立ち上がりは7月になりますので、その時点では再開発組合しか対象になるところがないというところになります。

柴田博委員 理解できないけど、まあいいわ。

永田公由委員 審査結果のところですね、一番問題になる委託料の提案額というところがあるんですけど、これは審査が15点満点でダイワ総業は11点なんですけど、この差というのは大体どのくらいの額になりますか。

総務課長 係長のほうから。

企画管理担当係長 約850万円ほどになります。

永田公由委員 そうすると単純にみて、契約額が2,840万円ですか、これは委託料の提案額、いわゆるダイワ総業が出した委託料の提案額というのとイコールでいいわけですか。

総務課長 ほぼです。入札を行っておりますので違っておりますけれども。

永田公由委員 ほぼ同額ですか。

総務課長 はい。

永田公由委員 そうすると市のいわゆる見積額との差と言いますが、言ってみれば落札率というような感じになるかと思うんですけど、その辺については市のいわゆる予定した価格との差というのはどのくらいですか。

総務課長 係長のほうから。

企画管理担当係長 概要書という形で参加業者の皆さんにお配りしたものとしまして委託料の上限として3,800万円ほどで。

永田公由委員 3,800万円。

企画管理担当係長 はい、ということでもかなり市としては大きく見積もってはありました。

小野光明委員 プロポーザルの関係で、プロポーザルの実施が4月13日、業者選定審査会が4月の20日ということなんですけど、この中で岩佐氏はどんな発言をしていたのか、教えてください。

総務課長 業者審査会自体は参加の資格も何もございませんので、全く何もございません。それからプロポーザル、要するに1社に決まったのがこの日のうちに結果を出しておりますので、この日の内容ということになるかと思いますが、実際先ほど話しましたとおり、30分、質疑応答含めて30分間ということで時計を刻ませていただいて、次の業者を始めるまでの10分間ですので、実際は業者が入ってくるのにそれからさらに3分前

とすると、約7分間、この間に私ども、つけ落としがあるかないかというようなことをさっと見て、事務局がそれを回収して、態勢、次の業者を呼びますということでやりますので、お互いに、はっきり言えば口をきく時間がまったく与えられておりませんでしたので、発言というのはほとんどない状態で推移しています。

小野光明委員 審査員の相互じゃなくて、質疑もあるんですよ。業者に対して質疑がある。そういったことも何もなかった。ただ黙ってたってということですか。

総務課長 記憶の中ですが、黙ってずっといたという記憶ではありません。1つ2つという感じですが、質問はしていたという記憶はしております。何を聞いたかまではちょっと記憶にございません。

小野光明委員 議事録というのは特にないの。

総務課長 ございません。

中原輝明委員 この時に1,000万円くらい差があるわけだな、さっきの話を聞くと。低いわけだな。この時予定額はいくらだったの、これに対して。3,800万円の生の予定額でなくて。これを出すに。そのまま。

総務課長 もとの予算書上と言いますか、うちのほうが当初白紙の段階で積算した段階で3,800万円ほどの見積もりをしまして、うちのほうで、これだけの業務を、あなた、やるならばこのぐらいはかかるのかなということで、うちのほうから示しております。それに対して各社、いやうちはこれだけの業務はこのぐらいでやりますよと金額を上げてきているわけですね。その中で一番ということになったダイワさんの上げていく金額がございますので、今度はその後の入札の段階はその金額が入札のもとになると。数字が正当かどうかはもちろん検討いたしますけれども。

中原輝明委員 今のね、3,800万円に対してさ、市は予算はそれだけ出たが、予定額はいくらで入札させているだ、予定額はあるの。

総務課長 係長のほうから。

企画管理担当係長 予定価格としましては、2,870万円ということです。

中原輝明委員 2,870万円。

企画管理担当係長 細かい数字のほうがよろしいですか。

中原輝明委員 市でやったのが。割合近いな。まあそんなもんか、やっぱり、話し合いだでな。結果はそういうことじゃないから。それはまあそれでいいが。これはあれだな、本当にこういう数字と、いろいろ比べりゃいろいろあると思うが。ほかに市の関係する中で、ダイワ総業はどこかで清掃しているところはあるの。ここっきりか。市内の市の公共施設の関係で清掃しているところ。それをはっきりしてよ。

総務課長 レザンホールがそうだというふうに聞いております。

中原輝明委員 レザンホールは幾らだい。何か聞いたことないか。

総務課長 済みません、ちょっと承知しておりません。

中原輝明委員 レザンホールだけ。ほかにはないの。

総務課長 市内でということの中では、今承知しているのは、私はこれだけです。

中原輝明委員 承知しているはいいがさ、やっぱり公的施設というのはね、やっぱりこれはあれだぞ。まだあると思うよ、ほかに。だってそういうものを勘案する中でやっていかないと、まずくないか。

経済事業部長 私が知っている限りですね、浄化センターが確かダイワ総業さんでやっております。それから

あと社会福祉関係の施設でいくつかあるかと思います。

中原輝明委員 ただおれが心配するのはさ、そういうものがそれだけの公共施設でやってることになると、またここでということは、一般から見ると、この世知辛い世の中にさ、考えさせられない、皆さんは、自分たちがおれたちの立場になってみ、まだガンガン言うと思うよ、反対に。そういう考えのもとに立って入札ってものは業者の選定をしていかなきゃまずいと思う、基本的には、1社に絞ってしまわないで。違う。おれの言うのはね、市内の幾つもまだ出てくると思うよ。それじゃああれじゃん、活性化にはならんじゃないの。小さくてもできる場所は小さい業者にやるだ。

副市長 清掃業務委託については、前にも御答弁していると思いますけれども、3年間ということをやっていますよね。最初は入札でやって、次が随契、随契というようなことで、4年目にもう一度入札かけます。でやりますので、1社だけじゃなくて、現実にはダイワ総業だけじゃなくてほかの業者も入っていますので、その時に、何と言いますか、うちのほうで1社というわけに、ちょっとその入札自体がおかしくなりますので。それはなるべく平均に順当でいけばいいわけですが、それはなかなか今度は別のほうの問題もあると思いますので、決してうちがダイワ総業を優先的にやっているわけじゃなくて、公正な入札をやらせていただいているというぐあいに理解しております。

中原輝明委員 おれが言っているのはね、選定委員会で今後こういう、今まで市内の公共施設をやっている状況なもので、この次は外すことはできると思うだ、皆さんの側で、選定委員会で、そのためにある。例えば選定委員会で選定しないでもぱっとどこかからまた新しく出る業者もいるものでさ、そういうこともできるもので。わかるら、おれの言っていること。そういうこともあるもので、それを外すこともできると思うだ、選定委員会で。それは皆さんの考え一つだわ。だってこれからそういうものをね、いかに平らというかさ、小さい業者は小さいところでやってもらって、生きてもらわなければいけねえもので。そこらのことを勘案してほしいというのをおれが今言っているが。

副市長 清掃業務だけでなくですね、日ごろ議員の皆さんから言われているのは、地元業者を大切にしろと、災害や何かがあった時にだれが飛んでいくかと言えば、やっぱり地元業者だよと。だから地元業者を大事にしろよということを言われております。私どももそういうぐあいに考えておりますし、やっぱり地域の活性化というようなことも考えますとね、地元の業者の皆さんがやっぱりやって、しっかりがんばってもらわなきゃいけないわけです。だから、入札や何かに当たってはできるだけ公正、これは公正というのは大原則でありますけれども、業者選定についてなるべくランクと言いますか、資格を落とすというか、できるだけ広範囲の業者の皆さんに仕事をやっていただけるような、そういうような発注方法をやっておりますので、ただ、あなたのところはこの次こうだ、あなたのところはこの次こうだ、っていうわけにはいきませんので。これをやったら公平性がなくなりますので。やっぱり公共事業でございますので、競争する中でいかに安く効率的にできるかという部分もありますし、ただあんまり粗雑工事というのも考えなきゃいけないものですから、最低制限価格制度を導入させてもらって今やっておりますので、その面については、今後とも業者審査会の中では慎重に対応させていただきたいと、そんなぐあいに思っています。

柴田博委員 ちょっと確認させていただきますけど、先ほどの永田委員の質問の中で、ダイワ総業とC社の間の提案額の差が850万円くらいと言っていましたよね。それで、実際に契約した額とダイワ総業の提案した額はほ

ば同じくらいだということでしたよね。そういうことですね。

総務課長 はい。

柴田博委員 そういうことですね。そうするとC社が提案した額というのは、実際には2,000万円くらいということですよ。そうすると、市が当初予算として用意してあった3,800万円と比べると半分近い額なんだけど、これに対して審査員は全員15点満点で15点つけているのだけど、ということですよ。これは技術的な判断とかそういうのはなしに、金額だけでつける点数なんですか。

総務課長 この提案額に関する点数は、もう金額に応じて割り返しでもって15点満点からを当初から機械的につけてしまっております。ここの行だけは審査員の評価ではございません。

柴田博委員 ああ、そういうこと。全員が15点つけたんじゃないで、出した金額によって15点ということになったという。

総務課長 要するに金額によって1番から6番までありますね、その金額も100万円の開き、200万円の開きとこうありますので、その金額の割合に応じて一番安いところを一番上にして、単純に言えば、安ければ金額的にはありがたいわけですから、それを15点にして、あとはその割合に応じて点数をつけていきます。

柴田博委員 そうするとプロポーザルに参加した各業者がそういうことも見越して、金額のところできつても大幅にダウンしておけば点数はよくなるという、そういうことだよ。

総務課長 この辺は向こうも勝負ですので、いろいろなことを考えると思いますけど、逆に入札ですとこの行だけで決まっちゃうわけですね、それがこの場合は85点分がほかを見られますので、実際のところを言いますと、これを書いてないじゃないかと、800万円の差があってもですね、そんなようなことがチェックをプロポーザルの中で行われているという中身でございます。

柴田博委員 例えばね、ダイワ総業が72点で、C社が68点でね、差が4点でしょう。その提案額のところだけの差も4点でしょう。ということ、逆の立場だからこれが詰まりはしないけど、そういうように言ったら何か決め方として適当なというか、より良い方法であるかどうかというのはちょっと疑問に思ったのだけど、そういうことはないわけ。

総務課長 点数のつけ方等は係長のほうからお答えいたします。

企画管理担当係長 採点基準につきましては、近隣市町村の類似施設にならって採点基準表をつくっております。その中で見積額経済性を見る項目につきましては、評価点を最低提案価格をその社の提案価格で割ったものに15を掛ける。つまり、一番低い価格を提案したところは1分の1に15を掛けますので、15点。例えば倍の価格を提案してきたら2分の1に15をかけますので、7.5点ということ、既に概要書を参加業者に配る中で示してございますので。課長も申し上げましたが、経済性以外の部分についてしっかりできるかどうかというのは、施設管理、あるいは管理能力のほうで見たいというのが原則でございます。

太田茂実委員 審査結果の中でですね、項目、特に個人情報保護あるいは防災、防犯・防災、緊急時対応というのは、例えばA社、B社のほうがダイワさんよりも勝っているからね。そういう項目は今度請負に関してはどういう措置をしているのか、同程度に引き上げているのかどうか、対応をちょっとお聞きしたい。それから入札、応札結果の審査をされたわけですが、審査員の所見というのはそれぞれ市民から出ているのかどうか、あったらお願いいたします。

総務課長 最初の部分につきましては、当然点数が低い高いがないとプロポーザルになりませんので発生しております。低いことがうちの求めているものを満たしていないということではございませんので、具体的には契約というか、業務の中でですね、これをやってくださいという細かな中でやりとりしておりますので、私どもが求めるものはすべて、もちろんやっていただいております。この流れで、逐一、一つの場所というのはわかりませんが、あるいは、うちが求める以上の提案があったために点数が高くなっているというようなケースも、項目によってはあろうかというふうに考えております。全般的にこれは言えることだと思います。審査員の講評ということですが、先ほども申し上げましたが、点数をもって、その合計をもって評価するという段階で、既に機械的に決まりますので、特にそれに対する講評等を作成するというようなことは行っておりません。先ほどの7番のところにありますような、終わって以降の、この社に対してどういう感想を持ったかというようなことでの意見交換は行ってあります。

太田茂実委員 項目の中でですね、一番心配するのはやはり、緊急時対応、あるいは防犯・防災ですね。この点については、かなりのダイワ総業とA社、B社との差が出ているふうに見えるのですよね。こういったものを補てん、補完するような措置をとったのかどうかなのか、それをもういっぺんお聞きいたします。それから審査員の所見が全然ないってことは、私はないと思うのですけれど、どういう審査したか自分の考え方なりをやっばりこの中に反映してもらわなければいけないと思うんです。

総務課長 提案書の段階で出すので、細かにえんぱーくの隅々を見回して防犯・防災、あるいは緊急時の対応のシステム化がなされた提案がここで行われている段階ではございませんので、具体的な、繰り返しになりますが、業務の中でそれは細かに立てさせていただいているという状態です。それから、そういう意味ではちょっと申しわけありませんという形になってしまいますが、個々の評価書という形は作成をするというのはこの場合は、今回は行いませんでしたので、申しわけありません。

市民交流センター長 それから全体の講評という話でございますが、先ほど課長のほうから申し上げたとおりですね、個々にそういったお話はしておりません。ただ、審査を終わった後、結果を見ながら皆さんでお話をしたところをちょっとまとめて7番という形で出ささせていただいております。それからですね、この審査結果につきましては、各社に通知を申し上げてございまして、その中の文章でございますが、まず貴社は何点、それから最高点を射たのはダイワ総業さんで72点ということをお示した後に、選定理由といたしまして、清掃業務、環境保護、地域貢献及び地域活性提案業務において具体的かつ有効な提案が高い評価を得たためということで各社には配らせていただいております。

石井新吾委員 3年契約ということでもいいわけですね。3年後の、こういった形で今回のこんな事件というのがなかった場合ですすけれども、一般通常的な考えでいくと、3年後にはこういった形の入札を行う予定ですか。

市民交流センター長 実は7月、御存じのように7月29日から始まりまして、まだ実は1年を経過しておりませんので、夏場はどんな具合になるかということをお我々は経験いたしました。これからまた冬場、特に塩尻市は寒いところでございますので、そこら辺の流れを見まして、3年の経過をまずはしっかり検証したいと思っております。その先というのはちょっと今の段階で私が申し上げることは難しいかなと思っております。通常の場合は入札でですね、もう一回やるような形になるかと思っております。

石井新吾委員 現在の市の施設において、こういった業務があると思うのですけれども、入札でもって業者が途中でかわったというケースはありますか。

副市長 途中でかわったというのは、例えば入札して、3年の間に別の業者が入ったということですか。それとも3年を終えた時に。

石井新吾委員 次の入札の時に。

副市長 ああ、この市役所の庁舎、確か、記憶ですけれども確かこの庁舎もある会社からある会社へかわっていますので、3年後にも必ず今やっているところが落ちるということは考えてないです。

委員長 今回の汚職事件に関して、こんなことを聞きたいので、こういうふうな質問をしますということで、今は先の話なので、そこらをちょっと踏まえてお願いします。

石井新吾委員 ずっとその会社が継続的に契約していくということになるのか。

委員長 いやいや、今回の発生についてという形でということ。ほかにどうですか。

中村努委員 ちょっと契約系のほうにお聞きをしたいのですが、この経過の中で、契約は管理組合になるのだけでも、選定については市が業者選定をすることを入居者会議で了解してもらっているわけですから、市の手続きにのっとって業者選定しなきゃいけないと思うのですが、市の内規の中の選定委員会の委員の人選とかそういう中で、市以外の方がその中に入っているということは特に問題はないわけですか。

総務課長 ちょっと契約の人間がいないので申しわけありませんけど、事例としては、過去の事例としてあります

委員長 よろしいですか。それでは、まだまだ司法の段階で調査中というようなこともありますので、それぞれ委員の皆さんの疑問に対してお答えをいただきました。それぞれの思いとすれば、十分、不十分の思いはあるうかと思いますが、本日の特別委員会の協議会。

〔「その他は」の声あり〕

委員長 済みません。まだその他があればその他の意見はありますか。

小野光明委員 えんぱーくのですね、協賛会というのが、去年の平成21年2月29日に発足しているんですけど、これは建設工事にかかわる関係者相互の交流を目的としてつくっているんですけど、こういうものがあることを私は全く知らなかったんですが、普通こういった協賛会というのは公共施設関連だと普通にできるものなのでしょうか。御存じでしたら。

経済事業部長 ここの竣工記念誌に書いてあるとおり、工事に関係する工事関係の人々を中心として発足したということで、再開発組合のほうで、そういう施設にどこがどうしたのか、その辺はわかりませんが、こういうことでえんぱーくを盛り上げる会を自主的につくられたということで、任意のそういう組織でありますので、そのことについて行政のほうとしてあだこうだとか、そういうことは申し上げませんでしたし、異議を申し上げる立場でもなからうという、そういうふうな形でうちとしては対応してまいりました。

小野光明委員 この記念誌の中でも写真があって、2010年7月16日えんぱーく協賛会活動報告って、市長も写ってるんですけど、今後定期的に報告があるということではないんですかね。

副市長 協賛会の報告があるかということですか。

小野光明委員 写真に写って市長もあるので、定期的にあるのかなと思ったんですけど。

副市長 いや、それはちょっと私はわかりませんし、協賛会というのはいつまであるのかよくわかりませんので、それはちょっと答弁できません。

石井新吾委員 えんぱーくにかかわったアルプス管財という会社があるかと思うのですが、これについての説明と、ショップA、Bに関しての現状をお話してください。

経済事業部長 アルプス管財というのはですね、権利者法人でございまして、再開発事業をやりまして、今回の大門中央通り地区市街地再開発組合の権利者の皆さんが中心になりまして法人をつくっております。民間の株式会社でございます。考え方はイトーヨーカドーさんの時をちょっと思い浮かべていただければいいと思いますけれども、イトーヨーカドーさんの時にも六十数人の権利者がおられましたけれども、そのうちの17名の方が権利を残して、大門再開発(株)という会社をつくりまして、土地建物を所有して賃貸業をしていくという、そういうことございまして、今回のアルプス管財についても、そのような位置づけで設立を、地権者の方々5名で設立をされた会社でございます。

それで、ショップA、Bにつきまして、1階の正面と、その少し奥のところでございます。あわせて35坪でございますけれども、そこをアルプス管財さんに床を持っていただいて、テナントを誘致して運営していただこうと、そういう形でずっと進めてきておりましたけれども、現段階では、アルプス管財さんと再開発組合との契約は一時して、取得の方向で動いていたんですけれども、現段階では、それについてはアルプス管財さんのほうからの契約どおりの入金等がないということで、現段階ではその契約については破棄したということで、現在はショップのA、Bのうちの、Aを表側として、Bを奥のほうというように見ていただければいいのですが、Bのほうは今オープンしております。それは、再開発組合とテナントの方と契約をして当面は運営をしていくと、そういう形になっております。

石井新吾委員 アルプス管財の5名ということですが、差し支えなければ名前と、それから資本金がわかれば教えていただきたいんですけども。

経済事業部長 氏名はですね、現在大門中央通り地区の市街地再開発組合の組合員になっております者が、市を除いて5名おります。眞嶋さんと岩佐さんと、それから浜さんと下平さんと備前さん。備前さんというのは準備組合の時の理事長をやっておられた方ですけども、その5人の方が、5人でもってつくっている会社でございます。資本金等については、私どもが聞いているのは、確認をしたわけではございませんが、500万円というふうな報告は受けております。ただ確認はちょっとできておりません。

石井新吾委員 代表者はだれがやっているんですか。

経済事業部長 代表者は今現在は、下平さんの息子さんになっているというふうに聞いております。

石井新吾委員 ショップA、Bの関係なんですけれども、ちょっと今の説明で、入居がまだ。当初ですと、オープンにあわせて入れるかなと、10月のグランドオープンに間に合うような形で入るというような話を聞いていたんですけども、それがいまだに入っていないということで、その後チラッと聞いたんですけども、そのショップのほうを市のほうで買い取ってもらいたいというような話も聞いているんですけども、その点の真偽はどうですか。

経済事業部長 あそのショップA、Bにつきましては、民間の力をできるだけ、商店街でありますので、使いたいということで民のほうで運営してもらったほうがいいということで、床の所有についても民で持っていた

だいてテナントの誘致もそこでやっていただいたらどうかと、権利者枠もつくってそこで動いていただいたらどうかということで検討しておりましたが、そこが相手側の事情で契約どおり履行されなかったということで、それを解除しております。再開発組合としては、ショップA、Bで35坪あるわけでごさいますて、その保留床の処分金を最終的に確保しないと、再開発組合としては、最後精算行為に入れませんので、そういう意味で再開発組合のほうから、つい先日でございますが、市のほうに要望は出ております。市のほうに買っていただけないか、つい最近でございますけれども、そういう要望が出ております。ただ、市のほうとしてはその要望を受けたまだ段階で、それをどうするか、そういうことについてまだ検討しているわけではございませんが、一応再開発組合は、とにかく保留床の処分金を確保できないと精算ということに移れませんので、何とかしなきゃいけないということで要望書は出ております。

石井新吾委員 いずれにしても、玄関の入口の一番良い場所だと思うんですけども、そこがあいた状況をこのままずっと続けるわけにはいきませんけれども、どこが責任を持って、そこにショップが入るとことをこれからやっていかれるのでしょうか。

経済事業部長 責任を持ってというのは、再開発組合が今所有をしておりますので、そこがまずどうするかということだと思います。今まで私たちが聞いている範囲では、再開発組合もアルプス管財も同じ構成の方なものですから、その方たちが中心になって、いろいろな全国チェーンのテナントを幾つかのところにあたってきておりますが、なかなか商環境が難しく、今はロードサイドで駐車場つきのものが非常に多いものですから、そういうのは外れてしまいますので、なかなか誘致には苦労してきたということでございますが、この間、要望を受けたところでございますので、それを市として取得ということで動くのかどうか、取得した場合に、そこをもともと行政のほうで組合とアルプス管財さんをお願いしたのは、公共施設であるんですが、そこに軽食とか喫茶、そういうものをぜひつくっていただいて、そういうサービスをそこに来る市民の皆さんに提供していただきたいということを要望しておりました。そういうものになるような形は、どういう方法が一番いいかということをもまず考えていくということだと思います。それは再開発組合を援助しておりますので、そこと一緒に行政も考えていくということだと思います。現実の商業の環境が厳しい中でございますので、どのようになるかは不明でございますが、そういう方向をめざして再開発組合と協議をしていきたいと思っております。

石井新吾委員 えんぱーくをつくるにあたりまして、大門地区商店街の活性化ということで、無理をしてということではできませんけども、ああいったものを建てた。それから、前でのウイングロードビルがイトーヨーカドーが出るということで市で買い取って、これも活性化に必要だということでやってきた。にもかかわらず、オープンして、本来はすべて満タンの状態でもってオープンすべきものができなかった。そしていわんやまた、どこがまだ入るか決定してないと。こういう状況で本当に大門地区の活性化というのはできるのですか。市長はこれから魂を入れるって言っていますけれども、これから魂を入れるっていう表現っていうのはちょっとおかしいと思うのですけれども、魂がある程度入ったものを出していくのが行政のやり方じゃないんですかね。

委員長 ちょっと石井委員に申し上げますが、本委員会は贈収賄事件を受けて。

石井新吾委員 今、その他ですから。

委員長 今のその他で。この、その他って言ってもこれは。

永田公由委員 資料1、2のほかにも、贈収賄事件であるかという。

委員長 これをやっていたら、とてもじゃないが一日やっても終わらないよ。

石井新吾委員 はい、わかりました。

委員長 だから、またの機会にさせていただくということによろしいですか。事務局のほうは、その他は。

永田公由委員 ちょっといいかい。事件に関係して2点伺います。まず1点は、振興公社に家宅捜査が入ったというふうに報道されておりますが、警察が押収した書類というのは再開発組合に関する書類だけなのか、それとも振興公社に関しての書類も押収されているのか、その辺についてわかったらお願いします。

塩尻市振興公社理事長 その経過について申し上げます。再開発組合が事務所を10月いっぱい撤去いたしました。今、精算行為の途中でございますので、事務所をいつまでも借りておく必要がないということで撤去いたしました。その際に、一部の書類について、私どもで、振興公社のほうでお預かりをした書類がございました。したがって、その書類について警察のほうで押収と言いますか、家宅捜索をして必要なものを押収していったと、こういうことでございます。振興公社の書類その他については一切その対象になっておりません。

永田公由委員 それから今回の贈収賄事件の中で、いわゆる職員で、警察から事情を聞かれたというような職員はいるかいらないか、それだけで結構ですが。

塩尻市振興公社理事長 まず振興公社の職員でございますが、市から委託を受けまして組合の技術支援をやっておりましたので、職員が1名、あくまで参考人ということで警察のほうから協力要請が私のほうにございまして、警察のほうに事情説明に出向いたり、あるいは警察からこちらに来て事情説明をしてくれということで、協力をしているということでございます。

経済事業部長 市のほうも同様でございまして、主に向こうからこちらに出向いて、再開発事業というのは非常に複雑な事業なものですから、法律的な裏づけだとか、今までの経過だとかそういうことについて、参考にいろいろ教えていただきたいという形でヒアリング等がございまして、私たちのほうで何人かはそういう対応しております。

永田公由委員 はい、いいです。

委員長 ほかによろしいですか。

それでは以上をもちまして、市街地活性化特別委員会を閉会したいと思います。本件については、状況について質問をしたということで処理をしたいと思えます。大変御苦労さまでした。

午後0時02分 閉会

平成22年11月8日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

市街地活性化特別委員会委員長 金田 興一 印